

## 津波避難計画例

### 1 目的

本計画は、〇〇（株）▼工場において、津波の襲来が予想される場合に人命優先の対応措置を定め、当工場従業員、関係会社従業員、協力会社従業員（以下「従業員等」という。）及び一時作業員並びに来客者（以下「一時入構者」という。）の生命、身体を保護することを目的とする。

### 2 適用範囲、期間

本計画は、〇〇（株）▼工場の従業員等及び一時入構者に適用するものとする。

また、対象とする期間は、地震、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間、従業員等及び一時入構者の生命、身体を保護すべき期間とする。

### 3 防災体制

防災警備体制は、災害発生時に次のとおり組織する。

○防災指揮者：工場長（工場長が不在の場合は、保安安全室長とする。）

○連絡班：△△課

- ・構内の情報収集及び防災機関との連絡を行う。

○警備・誘導班：〇〇課

- ・受付の名簿を基に構内にいる来客の安否確認を行うとともに避難場所までの誘導を行う。

### 4 災害情報の入手手段の確保

○ 事務室では、常に2つ以上の手段で情報を入手できるようにする。

- ・テレビ、ラジオ、インターネット 等

外部接続可能なパソコンは、緊急速報メールを受信できるようにしておくとともに「大阪府防災ネット」のリンクを登録しておく。（携帯電話も同様）

○ 津波警報発表時には機器を避難場所に集め情報を一元化・共有し、連絡は防災指揮者の指示により行う。

○ 地震・津波発生時、事務所員は直ちに事業所内の各員に対し、次の方法で災害発生を伝える。

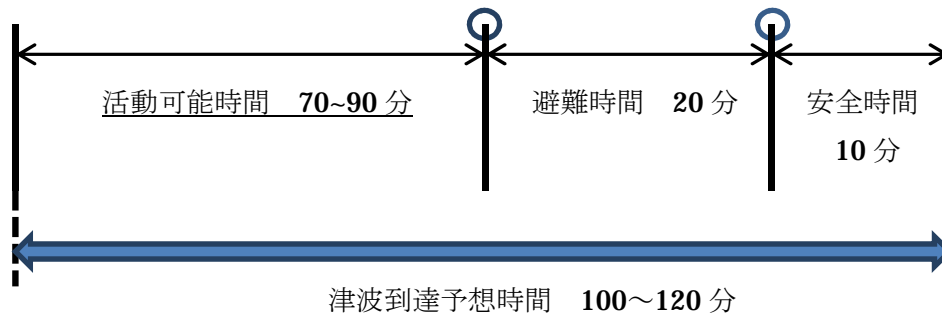
- ・通電時 構内一斉放送、構内無線、一斉メール
- ・停電時 構内無線、伝令

（停電の際には、事務所員又は運転担当者は非常用電源に切り替える作業を行う。）

### 5 避難の留意事項

○活動時間の設定

- ・南海トラフ巨大地震の発生時の津波到達時間は、100分とされている。本工場における活動可能時間は、以下のとおり設定する。



○活動可能時間

- ・津波警報発表後のすべての活動については、活動可能時間内にのみ行うものとする。活動可能時間経過後は、持ち場を放棄しても責任を問わないので、ただちに避難場所まで避難すること。

○休日や外出などにより津波警報発表時に工場の外にいた場合

- ・津波警報が解除されるまで最寄りの避難場所に退避し、工場には近づかないこと。
- ・避難場所に退避した際には、緊急連絡網に従って連絡を行うこと。

## 6 避難の手順

津波警報が発表された際の手順は、以下のとおりとする

- ① 各班及びその他従業員はそれぞれ所定の場所に集合する。
- ② 警備・誘導班は、守衛から受付の名簿を基に構内にいる来客の情報を得て安否確認を行う。  
各課の課長は、構内の従業員及び出張・休暇中の従業員の安否確認を行う。
- ③ 安否確認後、二次災害の発生を防ぐため、危険物の流出防止等の所定の対応をした後、その他従業員は、所定の避難場所に移動する。  
連絡班は、構内の情報収集にあたりとともに関係機関への連絡体制を構築する。  
警備・誘導班は、来客等をすみやかに避難場所まで誘導する。

## 7 避難経路及び避難場所

○ 水平避難を行う際の一時避難場所

- ・第1候補の場所は△△公園とする。ただし、△△公園に向かうことが困難な場合は、□□小学校を第2候補とする。
- ・避難経路は別図1のとおりとする。

○ 垂直避難を行う際の一時避難場所

- ・垂直避難場所は、事務所 3階とする（建物出入口及び構内案内板に一時避難場所の表示あり）。ただし、事務所を避難場所として使用できない場合は、避難協定を締結している××会社の倉庫とする。
- ・避難場所に飲料水、非常食、医薬品、毛布等を次のとおり常備する。  
防災リュック×○人（飲料水 2リットル×△日分、非常食 ×△日分）  
医薬品 緊急医薬品セット ○セット、毛布 ○枚  
発電機 ○台（カセットボンベ式発電機 ○台）

充電池内蔵型テレビ、防災ラジオ、懐中電灯、ランタン、運搬用コンテナ

その他必要と認める物資（別表のとおり）

なお、年に1回、内容の確認を行う。

- ・避難経路は別図2（事務所の受付横に掲示あり）のとおりとする。
- ・避難経路が使用できない状態になっていることを発見した者は、すみやかに連絡班に状況を報告する。連絡を受けた連絡班は、すみやかに構内放送により新たな避難経路の案内を行う。

## 8 施設の安全確認

- 運転停止班は、運転停止マニュアルに定めた優先順位に従って停止し、施設停止操作完了後ただちに連絡班に報告する。ただし、活動可能時間の経過後は、運転停止作業中であってもすみやかに避難を開始する。
- 構内の点検を行い火災や漏えいを発見した場合は、すみやかに応急措置をとる。ただし、活動可能時間の経過後は、作業中であってもすみやかに避難を開始する。

## 9 救護活動

- 負傷者を発見した者は、すみやかに連絡班に状況の報告を行う。連絡班は、すみやかに救護班に状況を報告し、救護班は、ただちに救護活動を行う。

## 10 外部との連絡

- 連絡班は、構内に避難している人員の数、負傷者数、災害の発生状況などについて随時、西消防署（堺市消防局）、その他防災関係機関に連絡を行う。

## 11 津波避難訓練を含めた防災訓練及び防災教育

- 工場長は津波避難に関する訓練を次のとおり実施する。
  - ・津波避難訓練 年1回
  - ・緊急運転停止訓練 年2回（うち1回は休日や夜間を想定した訓練）
  - ・漏えいに対する応急措置訓練 年1回
  - ・初期消火訓練 年1回
  - ・救護訓練 年1回
- 工場長は、津波避難に関する教育を次のとおり実施する。
  - ・地震津波に関する知識習得のための研修会 年1回
  - ・一時入構者に対する入構者教育 随時

## 1 2 避難計画の見直しとフォローアップ

- 本計画の見直しは、津波避難想定が変更したときや、臨港地区の地形が変更されたとき、津波計画の行動を大幅に変更しなければならないときに行うものとする。また避難訓練の結果、現計画よりも更に安全な対策が見込まれる場合は見直しを行うものとする。